

○吹田市社会福祉審議会規則

令和2年3月31日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（令和元年吹田市条例第30号）に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。

- 2 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後2年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。
- 3 委員等は、再任されることができる。
- 4 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第5条 審議会の会議（以下「全体会」という。）は、委員及び委員長が指名する臨時委員をもって構成する。

- 2 全体会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 全体会は、これを構成する委員等の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 全体会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 全体会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。

(専門分科会)

第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事項

(2) 障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項

(専門分科会の組織)

第7条 専門分科会は、次に定める委員等で組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 委員長が指名する委員等5人以内

(2) 身体障害者福祉専門分科会 委員長が指名する委員等20人以内

(3) 児童福祉専門分科会 市長が指名する委員等5人以内

(4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 市長が指名する委員等17人以内

(5) 障がい者施策推進専門分科会 市長が指名する委員等14人以内

(専門分科会の会長及び副会長)

第8条 専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等のうちから、当該委員等の互選（身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名）により定める。

2 会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第9条 専門分科会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

2 第6条各号に掲げる専門分科会の調査審議については、第5条第5項の規定を準用する。

3 専門分科会の決議は、諮問を受けた事項に係るものにあっては、これをもって審議会の決議とする。

(身体障害者福祉専門分科会の審査部会)

第10条 身体障害者福祉専門分科会の審査部会は、育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

2 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議する委員等は、医師であることを要しない。

- 3 審査部会に属する委員等は、それぞれ独立してその職務を行う。
- 4 審査部会の決議については、前条第3項の規定を準用する。

(部会)

第11条 審議会は、必要に応じ、全体会及び専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員等は、全体会及び身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の専門分科会専門分科会に置く部会にあっては当該専門分科会の会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を全体会又は専門分科会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員等がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

(意見の聴取等)

第12条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開等)

第13条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は、公開しない。

- 2 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。

- 2 専門分科会の庶務は、次に定める室において処理する。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会及び障がい者施策推進専門分科会 福祉部障がい福祉室
- (2) 児童福祉専門分科会 児童部保育幼稚園室
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 福祉部高齢福祉室

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(吹田市福祉審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吹田市福祉審議会規則（平成4年吹田市規則第13号）

(2) 吹田市地域福祉計画推進委員会規則（平成25年吹田市規則第43号）

(3) 吹田市障がい者施策推進委員会規則（平成25年吹田市規則第45号）

(4) 吹田市児童福祉審議会規則（平成27年吹田市規則第44号）

(5) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則（平成29年吹田市規則第4号）

(諮問に関する経過措置)

3 令和2年3月31日以前に吹田市地域福祉計画推進委員会にされた諮問で同日までに当該諮問に対する答申がされていないものは、地域福祉計画推進専門分科会にされた諮問とみなし、当該諮問について吹田市地域福祉計画推進委員会がした調査審議の手続は、地域福祉計画推進専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(委員等に関する経過措置)

4 令和2年4月1日（以下「施行日」という。）以後初めて委嘱する委員等の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

5 施行日から令和4年6月30日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「市長が公募により選定した者」とあるのは、「市長が選定した者」とする。

附 則（令和3年1月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第10号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。